

食品中残留農薬暫定基準（第2次案） 厚労省



厚生労働省は、食品中残留農薬、動物用医薬品、飼料添加物のうち、残留基準が設定されていないものを一定量以上含む食品の流通を原則禁止する「ポジティブリスト制度」を、平成18年5月から施行することをめざし、16年8月20日に残留農薬暫定基準(第2次案)を公表し、この案について16年11月30日まで意見募集を行うことにしました。

残留農薬については、16年7月現在で242農薬と30の動物用医薬品に対し、食品中残留基準・分析法が定められていますが、ポジティブリスト制度を施行するにあたっては、従来のものとは別に、647の農薬・動物用医薬品・飼料添加物の食品中の残留基準を提案した第1次案が15年10月に公表され、意見募集手続が行われてきました。

第2次案は第1次案に対して寄せられた意見を参考に、薬事・食品衛生審議会農薬・動物用医薬品部会での審議をもとに作成されたものです。参考とした海外基準に追加変更が確認されたものについて、暫定基準見直しなどを行っており、対象農薬・動物用医薬品・飼料添加物は669にのぼります。

資料:2004年8月20日付 EIC ネット

総務箇所 横山 美代子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

